

第2次郡上市総合計画

後期基本計画の実施に向けて（第1回）

みんなで考え、みんなでつくる郡上
～ずっと郡上 もっと郡上～

10年間のまちづくりの指針となる第2次郡上市総合計画（平成28年度～令和7年度）の後期基本計画（令和3年度～令和7年度）の内容を市民のみなさんに知っていただくため、各部署の取組みをシリーズで紹介します。第1回目は市長公室と総務部の取組みです。

市長公室の主な取組み

1. 効果的な整備と適切な維持管理により社会基盤の充実を図ります 【基本目標2 方針4】

●公共交通の維持・利便性向上

取組みの必要性 ⇒ 人口減少や少子高齢化などにより、利用者の減少や利用ニーズの変化などの課題が生じてきています。これからの地域公共交通は、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割に応じて協力し合いながら、確保・維持・改善を図っていくことが重要となります。

持続可能で安全・安心なバス・タクシー路線の確保・維持

地域特性や利用実態に対応した運行形態の確立など、住民の理解と利用、協力や参画を得ながら利便性の向上を図ります。また、地域主体による移動手段確保の取組みも支援します。



公共交通懇談会の様子

●ICT・デジタル技術の活用推進

取組みの必要性 ⇒ 地域経済や地域社会の課題に対して、スマート農業やドローンなどのICT・デジタル技術の活用による解決が期待されています。

ICT・デジタル技術の導入、通信サービスの提供

デジタル社会に対応するための推進体制を構築し、最新技術の調査研究や導入及び支援策の検討を進めます。また、光通信網による安定した通信サービスを提供します。

2. 市民主体のまちづくりを支援します 【基本目標5 方針1】

●次代を担う人材育成の推進

取組みの必要性 ⇒ 地域社会を支える活動の担い手が不足する中、様々な分野で活躍できる人材を育成することが、持続可能な地域づくりにつながります。

人材育成ビジョンの策定、人材育成プログラムの実施

すべての世代で共有する人材育成ビジョンを策定し、世代を超えた学び合いや、次世代の担い手を対象とした実践プログラムを実施することで、自ら行動し、地域課題に積極的にアプローチする市民を増やし、多様な分野ですべての世代が活躍する社会の実現を目指します。

3. 交流・連携によるまちづくりを推進します 【基本目標5 方針3】

●関係人口創出の推進

取組みの必要性 ⇒ 人口減少社会の中で、市外の人々が、移住に至らなくても本市に関わりを持ち続けてもらえるような関係性の構築が必要です。

総合的なシティプロモーション、ワーケーションの推進

都市部での積極的なシティプロモーションを展開して本市のイメージを高め、都市部とのネットワークづくりやワーケーションの受入れなどを行うことで、地域課題の解決につながる関係人口の創出を図ります。



東京での『郡上藩江戸蔵屋敷』事業の様子。コロナ禍で活動ができなくなっていますが、再開に向けて検討を進めています。

総務部の主な取組み

1. 循環型社会の実現を図ります 【基本目標 2 方針 2】

●脱炭素社会の推進

取組みの必要性 ⇒ 国際的に地球温暖化に対する取組みが進められており、本市においても「脱炭素社会郡上」の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取組みが求められています。

太陽光発電の利用促進

温室効果ガスの排出の少ないクリーンなエネルギーの普及を図るため、新しく建設する施設や主要な継続利用施設について、太陽光発電システムの導入を推進します。

2. 暮らしの中の安全・安心を守ります 【基本目標 2 方針 3】

●防災体制の整備

取組みの必要性 ⇒ 近年、全国各地で地震や豪雨による災害が発生し、大きな被害をもたらしています。こうした災害時に対応できるよう、市民一人ひとりの備えや自主防災組織を中心とした地域単位での防災意識の向上と体制の強化が求められています。

自主防災組織の育成・強化

自主防災組織が整備する防災資機材購入や、防災士資格取得費用に補助金を交付し、地域防災力の向上を図るとともに、市民一人ひとりの自助・共助意識を醸成するために、自主防災組織を対象とした研修会を開催し、災害に強いまちづくりを推進します。



避難所での市民による
間仕切り設置訓練

3. 市民にとって開かれた身近な市役所を目指します 【基本目標 7 方針 1】

●市民サービスの向上

取組みの必要性 ⇒ 行政サービスは多岐にわたっており、その内容や市民のニーズに応じて、迅速かつ丁寧に対応することが必要です。このため、より身近な市役所窓口で基礎的な行政サービスを提供しながら、普及が進むマイナンバーカードを活用した市民サービスの維持・向上に努めます。

マイナンバーカードの活用

市民の利便性の向上等を図るため、マイナンバーカードの安全性や利活用の方法について広く周知し、カードの取得促進に積極的に取り組むとともに、住民票等のコンビニ交付サービスの導入を目指します。

4. 成果を重視する効率的かつ効果的な行財政運営を図ります 【基本目標 7 方針 2】

●堅実な行財政運営

取組みの必要性 ⇒ すべての市債権管理に関する統一的基準等である債権管理条例による適正な債権管理を進めるためには、職員の知識やノウハウの習得、問題意識の共有、債権管理室と関係課間の債権回収に係る連携の強化が求められます。

適正な債権管理の推進

債権管理室への移管等により既存の未収債権の縮減を進めるとともに、債権管理室による各債権所管課への定期的なヒアリングと債権の管理状況の確認により、新たな未収債権の発生防止を図ります。また、職員研修会の開催による債権管理に係る人材育成にも努めます。

その他の取組み

令和2年度に策定した「人権施策推進指針」に基づき、家庭・地域社会・学校・職場における人権教育や人権啓発に取り組みます。

事務事業における経常的な経費の削減や負担金・補助金・交付金、他会計への繰出金等を見直すとともに、中期財政試算に基づき、将来世代への負担となる市債発行額の抑制に努めます。